

町内会・自治会の 現状と課題について



盛岡市 市民部 市民協働推進課

はじめに

みなさんは自分が住んでいる地域の
町内会・自治会が分かりますか？



はじめに



みなさんは自分が住んでいる地区が
どのコミュニティ地区に該当するか
分かりますか？

【市内30のコミュニティ地区一覧】

○盛岡地域（23地区）

仁王	桜城	上田	緑が丘	松園	青山	みたけ	北厨川
西厨川	土淵	東厨川	城南	山岸	加賀野	杜陵	大慈寺
上米内	仙北	本宮	太田	つなぎ	中野	築川	

○都南地域（3地区）

見前	飯岡	乙部
----	----	----

○玉山地域（4地区）

好摩	巻堀・姫神	渋民	玉山・藪川
----	-------	----	-------

第一章 町内会・自治会とは

■町内会・自治会の定義

町または字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体。

区域の住民相互の連絡，環境の整備，集会施設の維持管理等，良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行っている。

総務省ホームページより

盛岡市内には，現在**381**の町内会・自治会が組織され，それぞれの地域で活動を行っています。

※盛岡市では，「町内会」と「自治会」で明確な差はないものとしています。

第一章 町内会・自治会とは

■活動内容

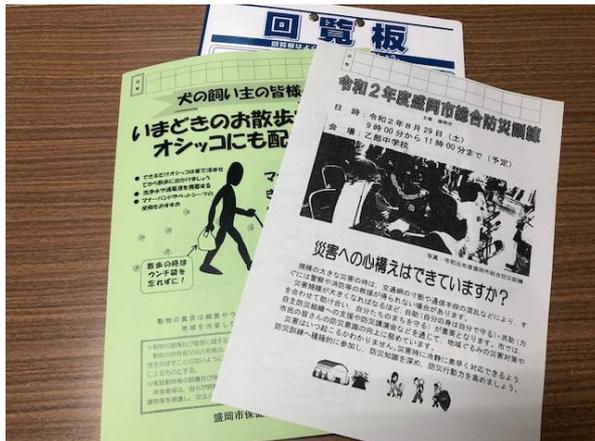


第一章 町内会・自治会とは

■活動内容

環境美化活動

ごみ集積場所の設置や管理（清掃など），地域での清掃活動など，きれいで住みよいまちづくりに取り組んでいます。



住民相互の連絡，調整

回覧板，各種団体との連絡調整，福祉ボランティア活動などを行っています。

第一章 町内会・自治会とは

■ 活動内容

レクリエーション活動

夏祭りや運動会，敬老会，新年会など，地域内の親睦を深める活動に取り組んでいます。



街路灯の維持，管理

街路灯の設置や維持管理などを行い，犯罪の防止やみなさんの通行の安全確保に取り組んでいます。

第一章 町内会・自治会とは

■ 活動内容

交通安全や防犯活動の推進

地域の防犯パトロールや、登下校時の子どもの見守りなどを行い、安全・安心なまちづくりに取り組んでいます。



防災，防火

自主防災組織を結成し，火災時等の初動対応に当たったり，防災訓練を実施し，「いざという時」のために備えています。

第一章 町内会・自治会とは

■活動内容

市に対する要望等

まちづくり懇談会などを通じ、県や市に対して道路整備や信号機の設置の要望を行うなど、住みよいまちづくりのために取り組んでいます。



第一章 町内会・自治会とは

■町内会・自治会への加入

町内会・自治会への加入は**任意**です。

最高裁判所が、「町内会は法律で決められた加入を強制される組織ではなく、**住民の自主的な意志でつくられる任意団体**である。」との判断を下しました。

加入は、直接町内会・自治会にお問い合わせください。

また、問い合わせ先がわからない場合は、**盛岡市町内会連合会【☎623-4690】**（盛岡・都南地域）または**盛岡市役所玉山総合事務所総務課【☎683-2116】**（玉山地域）へお問い合わせください。

第一章 町内会・自治会とは

■町内会・自治会への加入

企業も地域の町内会・自治会に**加入**できます。

企業も、その地域の町内会・自治会に加入している事例があります。会員として、町内会・自治会の行事などに参加し、地域に貢献しています。

町内会・自治会からも、企業にも積極的に地域活動に参加してほしいという声が寄せられています。



第一章 町内会・自治会とは

■企業の地域貢献について

認知症声かけ・保護訓練

地元の介護施設の協力により，認知症により地域を徘徊する高齢者を発見した場合の一連の手法を学ぶ取り組みを実施しました。



グルージャ盛岡との交流会

地域の小学生とグルージャ盛岡の交流会を開催し、サッカー等のスポーツやおやつを食べながら歓談するイベントを実施しました。



第一章 町内会・自治会とは

■企業の地域貢献について

防犯活動等

町内の金融機関や飲食店、葬祭業、医療機関などが協力し、子どもの見守り活動や雪かきを実施しました。雪かきの際には、事業者が所有している小型除雪機を持ち寄り、活用しました。



第一章 町内会・自治会とは

■町内会・自治会への参加

まずは、気軽に町内会・自治会が企画する
会合や行事に参加してみましょう！

会合や行事は、付近の公共施設や自治公民館などで開催
されています。

会合や行事のお知らせ
は、町内会・自治会の
掲示板や回覧板などで
お知らせされます。



複数回参加することで、次回の参加も期待
され、働いてほしい分野が提案されます。

町内会・自治会は**参加と交流**があってこそ意味の
ある場です。

第一章 町内会・自治会とは

■町内会・自治会の必要性

もしも、町内会・自治会がなくなったら・・・

街路灯が少なくなっ
てしまうかも・・・



ごみ捨て場が遠くなる
かも・・・



いざという時に誰を
頼ればいいか分から
ないかも・・・



町内会・自治会はみなさんの生活に欠かせない
大切な役割を担っています！

第一章 町内会・自治会とは

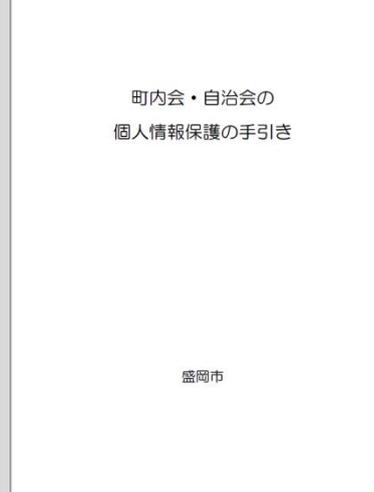
■町内会・自治会の手引き

市では、町内会・自治会運営を円滑に進めることができるよう、町内会・自治会向けの各種手引きを発行しています。

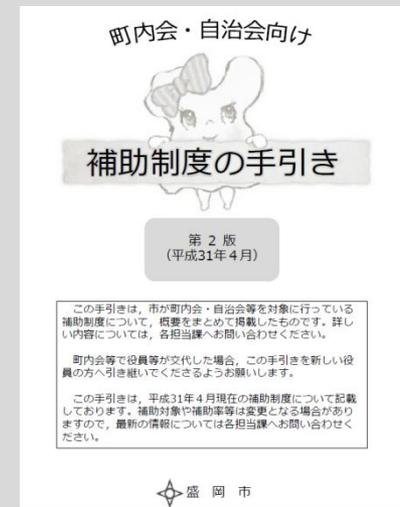
町内会・自治会の手引き



町内会・自治会の 個人情報保護の手引き



町内会・自治会向け 補助制度の手引き



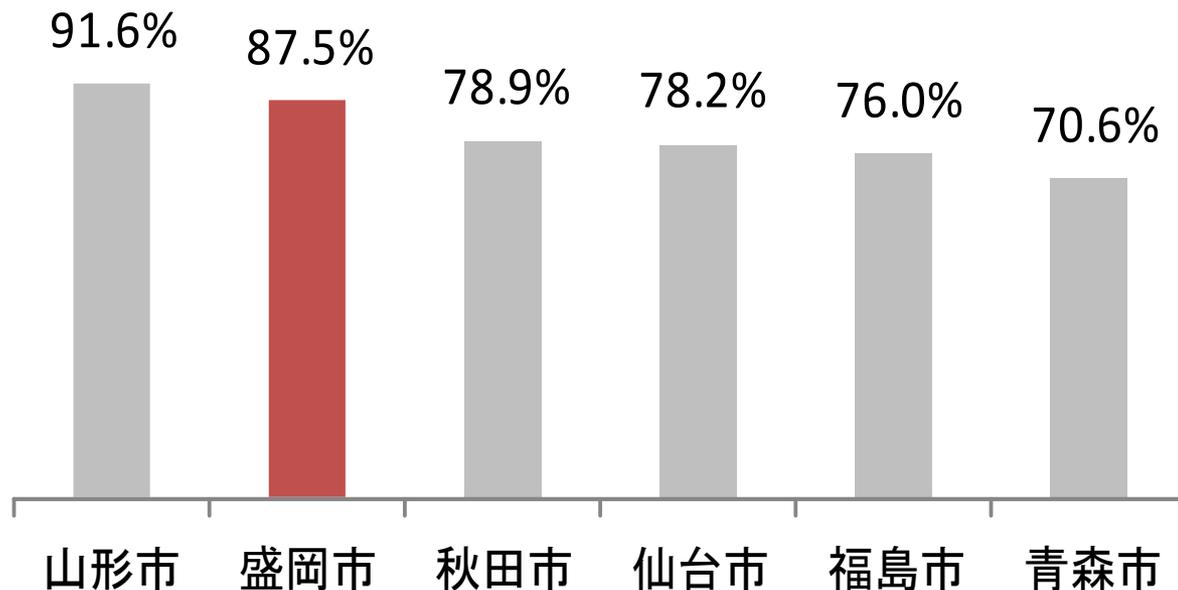
<http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/shiminkatsudo/jichikai/1001907.html>

市ホームページトップ>暮らし・届け出>市民活動
>自治会・地縁団体>町内会・自治会

第二章 現状について

■町内会・自治会の加入率

【町内会・自治会加入率（東北の県庁所在地）】



【盛岡市の加入率の推移】

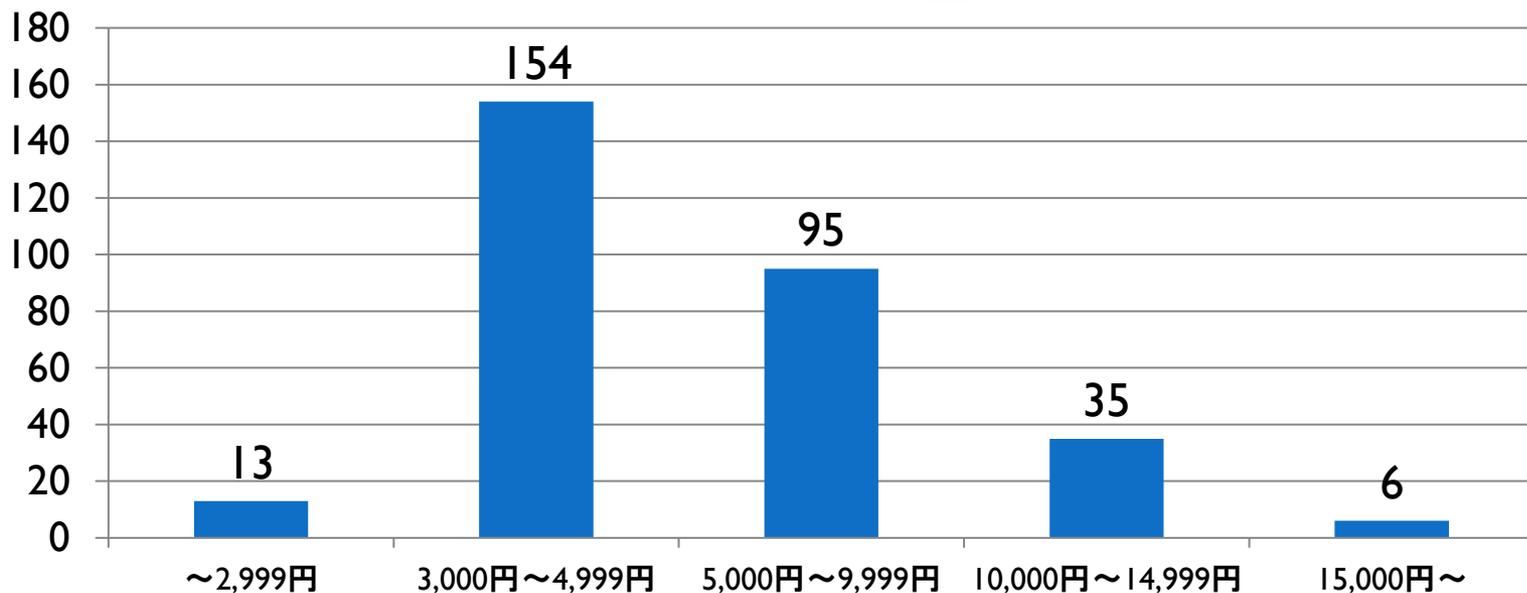
年度	H28	H29	H30	R01
加入率	87.6%	87.6%	87.8%	<u>87.5%</u>

第二章 現状について

■町内会・自治会の会費

会費の金額は、
各町内会・自治会に
! 委ねられています。

年会費の平均額は約**6,000円**です。



最低金額は
1,200円

最高金額は
27,600円

第二章 現状について

■会費の使い道

会の運営費

- ・ 会議費
- ・ 役員手当 等

各種負担金

- ・ 地区福祉推進会
- ・ 町内会連合会 等

行事開催経費

- ・ 運動会
- ・ 夏祭り
- ・ 敬老会 等

事業費

- ・ ごみ集積場所の設置, 管理
- ・ 街路灯の設置, 管理 等

自治公民館管理費

- ・ 光熱水費
- ・ 修繕費 等



第二章 現状について

■町内会・自治会アンケート結果



【役員として最も負担を感じること（上位3項目）】

項目	回答数	割合
役員の後継者探し，後継者育成	147	51.0
市からの町内会長あて文書や回覧文書の多さ	43	14.9
会議の多さ	22	7.6

第二章 現状について

■ 役員の後継者不足について

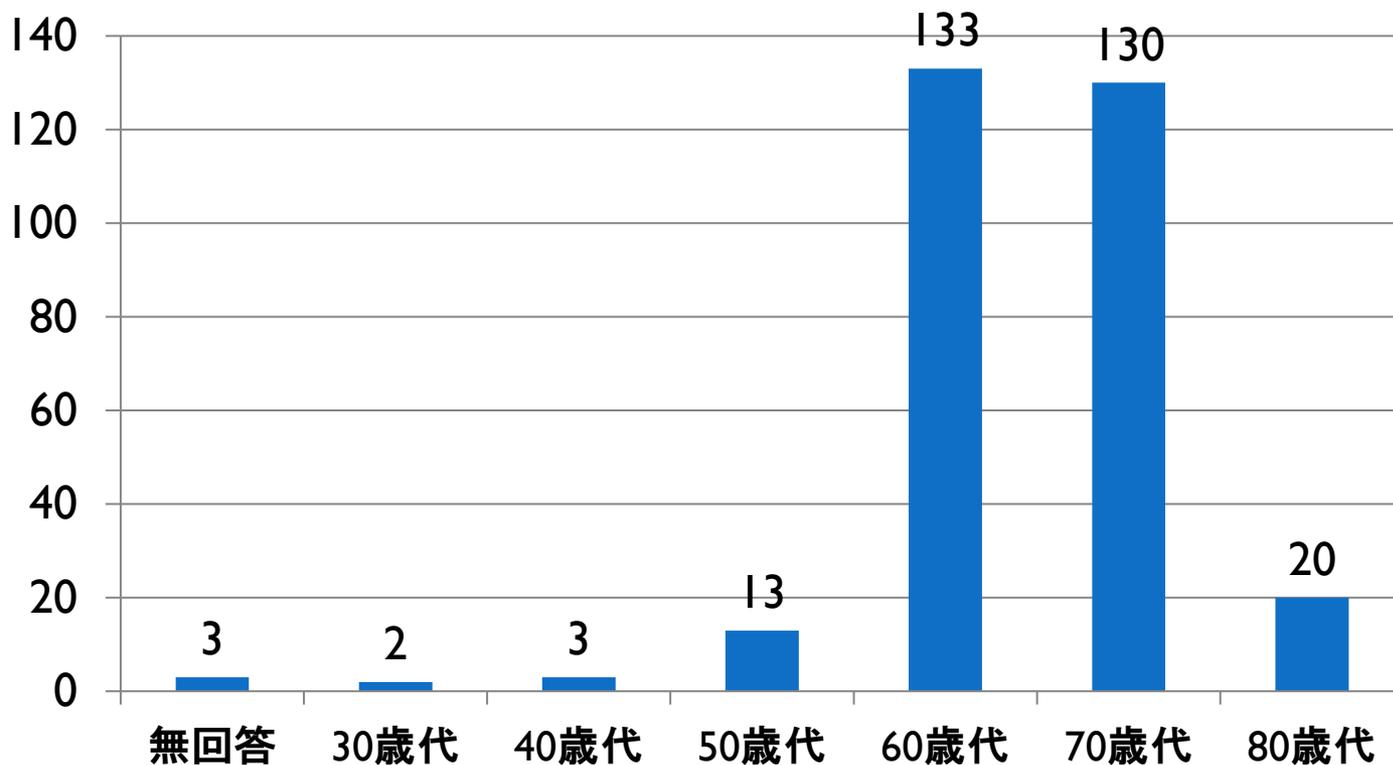
【町内会・自治会役員の声】

- 役員のみなり手がなく、現在の役員が再任となっている。また、役員を兼任している場合もある。
- 役員が高齢化している。
- 企業にボランティア休暇制度の創設を働きかけ、若者が地域に貢献しやすい環境を整えてほしい。
- マンション・アパート住民との関係性が希薄化しており、後継者探しの難航に拍車がかかる。

第二章 現状について

■ 役員の後継者不足について

【町内会・自治会長の年齢】

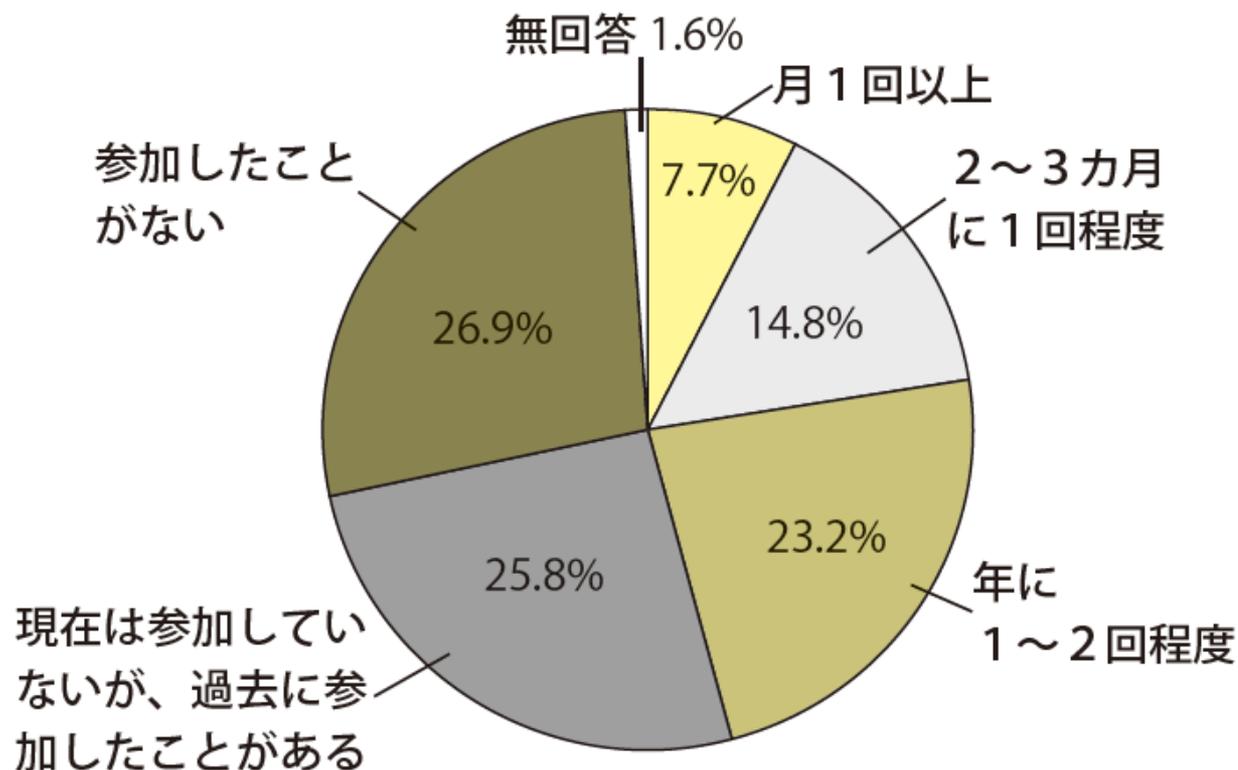


【もりおかNPO連絡協議会実施】 町内会・自治会アンケート結果より（H29.11）

第二章 現状について

■ 役員の後継者不足について

【地域活動団体※の活動への参加頻度】



※地域活動団体
町内会・自治会
子ども会
老人クラブ
地区福祉推進会
地区自治公民館連
絡協議会
まちづくり団体
など

住民によって組織
された団体

第二章 現状について

■市からの文書の多さについて

【町内会・自治会役員の声】

- 文書の量が多いので、担当部長に振り分けて処理している。
- 文書の量が多いと思うが、電子メールで送られてもパソコンを扱える役員がいないため、従来通り紙媒体で送付してほしい。

第二章 現状について

■ 会議の多さについて

【町内会・自治会役員の声】

- 会議が多いため、全てに出席していると身体が足りない。
- 現在は、平日の日中に開催される場合が多い。会社勤めの方も役員になり、会議に出席できるよう、平日の夜間や土日に開催してほしい。

第三章 課題について

■ 地域から指摘された課題



① 活動担い手の不足

活動の参加者が会員の一部で固定化してしまっている。

若者の参加が少ない。

役員（特にも会長職）が忙しいことから、会社勤めの方の役員登用が難しい。

② 活動者の負担の偏り



イベント等の開催を役員中心で実施しているため、役員への負担が大きくなっている。

第三章 課題について

■地域から指摘された課題

③活動資金の不足



町内会・自治会の財政状況が厳しく、市等からの補助金に頼らざるを得ない状況である。

④活動施設の不足



活動を実施したいが、場所がないため、会議やイベント等の実施が難しい。

⑤活動情報の不足



他の地区でどのような活動を実施しているのかわからない。
活動がマンネリ化しており、新しい活動を実施したいが、何をすれば良いかわからない。

第四章 町内会・自治会と市の関係性について

■市民協働とは

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うこと。

盛岡市市民協働推進指針より

対等な立場かつ任意組織である町内会・自治会に対し、市は活動や会費等の指導を行っておりません。



第四章 町内会・自治会と市の 関係性について

■ 市民協働とは

市民活動			行政活動
市民が独自に行う領域	市民が中心となり、市の協力を得て行う領域	市が中心となり、市民の協力を得て行う領域	市が独自に行う領域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 近所の環境美化 ・ 町内会の運動会や敬老会 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主防災活動 ・ 街路灯の設置 ・ 資源集団回収 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、水路の維持管理 ・ 公園管理 ・ コミュニティセンター管理 ・ 各種イベントの開催 等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除雪 ・ ごみの収集 ・ 公園の設置 ・ 市道の整備、管理 ・ 上下水道の施設整備 等



第四章 町内会・自治会と市の 関係性について

■市から町内会・自治会への依頼事項

- ・市の文書の回覧
 - ・市道等の除雪
(市の除雪車が入れないような細い道)
 - ・公園・街路樹の維持・管理
 - ・広報もりおかの配布
 - ・非常勤職員（民生委員，きれいなまち推進員）等
の推薦
- 等

第四章 町内会・自治会と市の 関係性について

■町内会・自治会から市への要望事項

- 信号機や横断歩道の設置
- 市道の整備
- 公共施設の整備
- 各種補助金の新設・増額
- 空き家の所有者に対する適正管理の行政指導

等

第四章 町内会・自治会と市の 関係性について

■ 市民協働推進課の業務内容

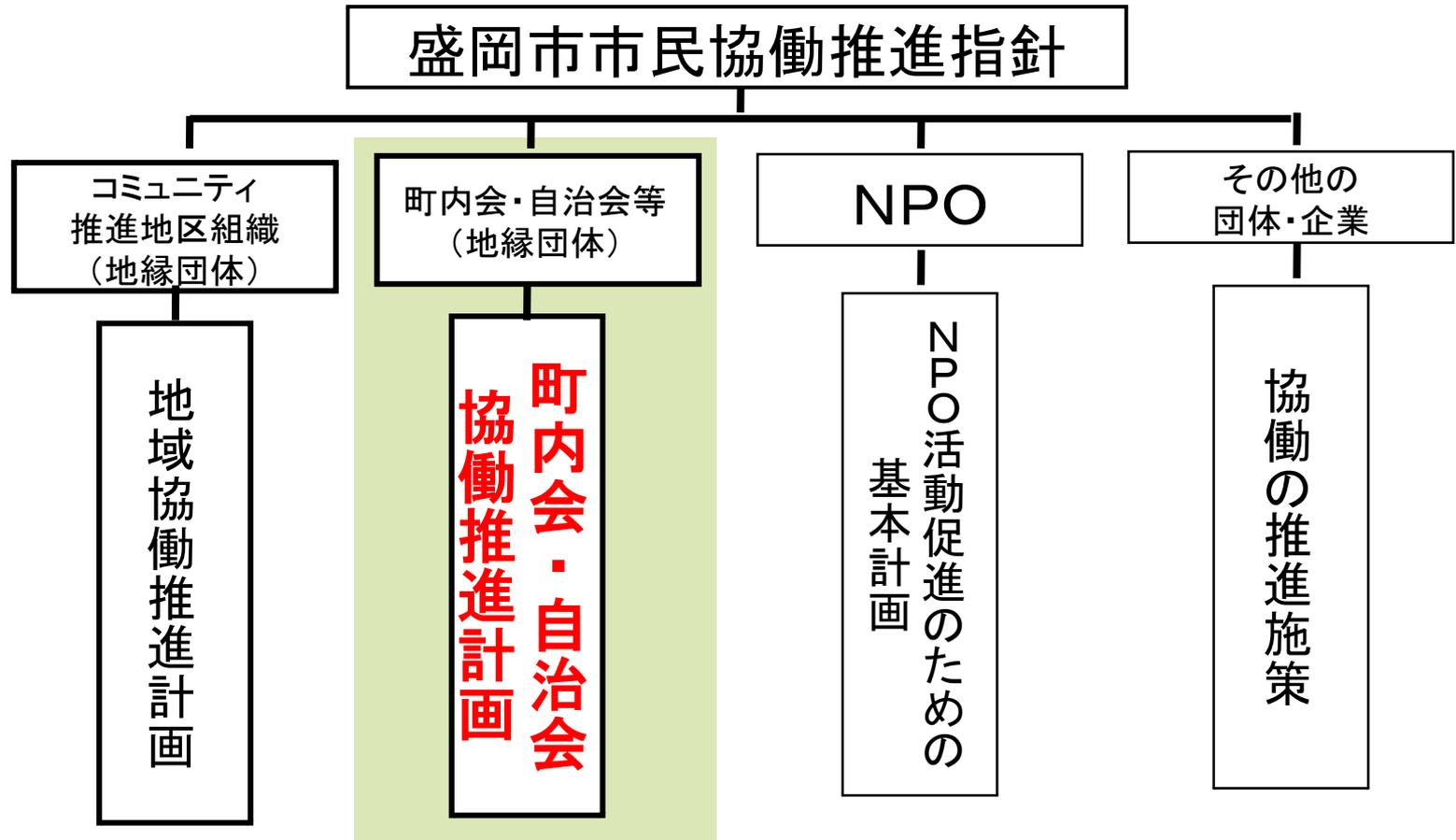
地域活動係

- ・ 町内会・自治会長への文書の送付（月1回）
- ・ 市からの回覧文書の送付（月1回）
- ・ 町内会・自治会への各種補助金等の支出
- ・ 公衆街路灯電気料の支出
- ・ 地区活動センター等の維持管理

協働推進係

- ・ 地域づくり組織への補助金の支出
- ・ 市民協働推進センターに関すること
- ・ 地域担当職員
- ・ 市民に対する研修の実施
- ・ 市職員に対する研修の実施

第五章 町内会・自治会協働推進計画について



ご清聴ありがとうございました



盛岡市 市民部 市民協働推進課